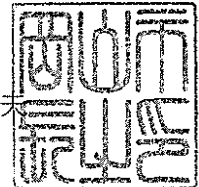


特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項及び岡山市特定非営利活動促進法施行条例第8条の規定による特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があったため、同法第25条第5項において準用する第10条第2項の規定により公告する。

平成29年 8月29日

岡山市長 大森 雅夫



- 1 申請のあった年月日
平成29年8月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人こくさいこどもフォーラム岡山
- 3 代表者の氏名
濱家 弘巳
- 4 主たる事務所の所在地
岡山市北区舟橋町2番10号 アジアの風研修センター301号室
- 5 定款変更の内容
 - (1) 会員の入会、退会に係る事項
第7条第2項中の「入会申込書」を「入会申込書あるいは法人のホームページの入会フォーム」に改める。また、第10条中の「退会届を会長に提出して、」を「退会届を会長に提出するか、葉書等の任意の用紙を会長に提出するか、電磁的な方法で会長に退会の意思を伝えることで」に改める。
 - (2) 公告の方法に係る事項
第55条を次のように改める。「この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告が出来ない場合には、岡山県において発行する山陽新聞に掲載して行う。」